

令和8年3月6日

保護者各位

糸満市立潮平中学校

校長 玉寄 兼明

中学生の事件事故に関する注意喚起について（お知らせ）

時下、保護者の皆様におきましては日頃より本校学校教育へのご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、中学生が関わる事件事故が年度末から例年以上に目につき警察および教育委員会からも注意喚起があります。学校でも生徒へ日々の事件事故の情報提供を行っていますが「他人事」ととらえている様子があり心配です。

先日の校長オンライン講話では「夢のある未来のためにどう過ごすか」というテーマで①薬物使用②深夜はいかい③SNSでの写真・動画の拡散④いじめ認定について「夢のある未来を壊すもの」として事例を交えて話をしました。

ご家庭におきましても生徒が一人で抱え込まないように、添付資料を参考に安全安心に向けた注意喚起と見守りをしていただきますようよろしくお願いいたします。

【資料】

○令和8年度に中学生が事件・事故に遭った事例

○2月24日校長講話資料

○糸満市教育委員会からの文書

※【重要】SNSの適正な利用といじめ防止への協力をお願い（注意喚起）

○警察と連携した「いじめ問題」への対応について

○【いじめに関連する】警察へ相談・通報すべき具体的な19の事例（イラスト版）

※糸満市教育委員会からの文書は紙媒体にて生徒へも配布します(両面刷り2ページ)

令和8年に中高生が事件・事故に遭った事例

沖縄タイムス 電子版	3月5日	SNSで知り合った県内女子中学生に対し、ストーカー規制法違反の疑いで県外の容疑者23歳逮捕。
沖縄タイムス	3月3日	うるま市で卒業式を終えた高校生36人が空き家で集団飲酒。午前3時頃
糸満市教育委員会	2月27日	糸満市光洋小近くで、児童生徒が中高生風の男に金銭を要求され、殴られた事件が発生。
沖縄タイムス	2月26日	中高生兄弟が大麻所持・使用の疑いで逮捕。バイクの無免許運転・事故から発覚。
沖縄タイムス	2月25日	八重瀬町教育委員会が、町内で拡散している暴行動画拡散について、動画の拡散や誹謗中傷の防止を求める。
琉球新報	〃	高校生が大麻所持疑いで逮捕。大麻販売か。公園内での不審な動きから通報があった。
〃	〃	八重山署管内で、午前1時頃中学生1名が棒などで集団暴行され、中学生含む少年5名が逮捕及び児童相談所へ通告。
〃	2月21日	中学生が午前3時にひったくり（窃盗）を行い、バイクで逃走。その後逮捕。
沖縄タイムス	2月4日	那覇市若狭の公園で午前0時頃、たむろしているとの通報から少年らの大麻所持疑いで逮捕。
沖縄タイムス	2月3日	中学生がエトミデート所持で逮捕。この少年は、1月に深夜、公園でたむろしているところに駆けつけた警察官に対し、逃げようとしてケガを負わせ、逮捕されていた。
沖縄タイムス	1月22日	中学生が大麻使用疑いで逮捕。深夜の検問から発覚。
沖縄タイムス	1月21日	浦添市教育委員会が暴行動画拡散について、加害者の特定を求める投稿やリポストが広まっていることに対し、冷静な対応を求める声明を発表。

校長先生オンライン講話

夢のある未来のために どう過ごすか

・令和8年 2月24日（火）給食時間

1

夢のある未来を壊すもの （安全安心が奪われる）

- ① 中学生の薬物使用
- ② 中学生の深夜はいかい
- ③ SNSでの写真・動画の拡散
- ④ いじめ認定

2

事例を踏まえて考えること

◆どうしたら防げるか

- ・ **自分事**ととらえ、
怪しいことには**近づかない**
- ・ **自分の未来のため**に行動する
- ・ 困っている**友達**を
大人と連携し**助ける**

3

◆トラブルがおきたら

- ・ **ひとりで抱え込まない。**
(相談：友達・親・関係機関)

自由と責任

(ルールの中での**自由**)

(相手と自分への**責任**)

夢のある未来のために

4

糸満市立小中学校 保護者 様

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

【重要】SNSの適正な利用といじめ防止への協力をお願い（注意喚起）

日頃より本市の教育活動へのご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、文部科学省より令和 5 年 2 月 7 日付で、いじめ問題への対応において警察との連携を徹底するよう通知がなされました。現在、糸満市内小中学校においても SNS 上の書き込みや動画・画像の拡散によるいじめ事案が深刻化しております。
これを受け、本市においても児童生徒の命と安全を守ることを最優先とし、以下の通り対応を適切に行ってまいります。
ついては、保護者の皆様におかれましても、SNS 利用を含むいじめ問題の深刻さと法的責任について、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 被害児童生徒を徹底して守り抜く方針について
いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。本市は「いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通す」という断固たる決意で対応いたします。被害を受けたお子様に対しては、スクールカウンセラー（SC）や医療機関等と連携し、「あなたが悪いのではない」というメッセージを伝えながら、心のケアと安全の確保に全力を尽くします。
2. SNS 上のトラブルは「犯罪行為」に当たります
近年、SNS 等インターネット上のいじめが増加しており、匿名性の高さや拡散の速さから一刻を争う事態を招くことがあります。特に以下の行為は、単なる「いじめ」ではなく、刑罰法規に抵触する「犯罪行為」として取り扱われるべき重大な事案です。
 - ・名誉毀損・侮辱罪： インターネット上に実名を挙げて誹謗中傷を書く、容姿を蔑む書き込みをする行為。
 - ・脅迫罪・強要罪： 写真の拡散をほのめかして脅す、または嫌がる行為を無理やりさせる行為。
 - ・児童ポルノ法違反： 相手に裸や下着姿の画像を撮影・送信させる、または他者の画像を拡散する行為。これらは所持しているだけでも処罰の対象となります。
 - ・リベンジポルノ： 相手を困らせようと性的な写真や動画をインターネット上に公表する行為。
3. 警察への相談・通報の徹底について
いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。これは、児童生徒の命と安全を守るために法令上求められている適切な対応です。警察への通報は、加害側の行為を止め、実態を解明し、さらなる被害拡大（画像の拡散等）を防ぐために不可欠な措置となります。
4. 家庭における協力と責任について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(保護者の責務)

第 6 条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

SNS やオンラインゲーム等でのトラブル対応には、契約者である保護者の皆様の協力が必須です。

- ・お子様のスマートフォンの利用状況を把握し、家庭内でのルールを徹底してください。
- ・万が一、不適切な書き込みや画像の拡散を発見した場合は、決して自ら拡散せず、直ちに学校または警察へご相談ください。

「いじめは決して許さない」という断固たる決意の下、学校と家庭が一体となってお子様を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。
本市は警察等の関係機関と密に連携し、未然防止と早期解決に努めてまいります。
お子様の健やかな成長のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

5. 警察に相談又は通報すべきいじめの事例について

※添付資料または、URL 等よりご確認ください。

<https://drive.google.com/file/d/1OLTbgtEH4LRpZToEVBCZzzTNJdXWvN8o/view?usp=sharing>



<本件の担当>

○糸満市教育委員会学校教育課
TEL：840-8165 FAX：840-8161
E-mail:gakkou-kyouiku@city.itoman.lg.jp

警察と連携した「いじめ問題」への対応について

糸満市立潮平中学校 令和8年(2026年)3月

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校でのいじめで犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するため、関係法令に基づいて、警察に相談・通報し、連携して対応になります。保護者の皆様におかれましては、以下の具体例もご覧いただき、生徒の安全安心の居場所づくりへのご理解とご協力よろしくお願いいたします。

【○参考：いじめ防止対策推進法第23条第6項～いじめに対する措置～】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

◆教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例と該当し得る犯罪

具体例	該当し得る犯罪
○ゲームや悪ふざけと称し、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。	傷害 (刑法第204条)
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第235条)
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261号)
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。	強要 (刑法第223条)
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決定して自殺した。	自殺関与 (刑法第202条)
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

◆学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等について

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童に必要な支援や指導を行います。

被害児童への支援	加害児童への指導・支援
<p>○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。</p> <p>○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。</p> <p>○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。</p>	<p>○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。</p> <p>○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。</p>

◆家庭との連携等について

- 学校は本人や傍観者等からの聞きとり内容をもとに、被害・加害の双方の保護者にいじめの事実や今後の本校での支援・指導などについて説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。
- 学校のいじめ問題に関する相談窓口は、基本的に教頭が行いますが、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

系満市立潮平中学校連絡先 098-998--4416（学校代表電話）

◆本校学校ホームページもご覧ください。

- いじめに関する資料

<https://shiohira-junior-high-school.edumap.jp/bullying-prevention-policy>



- 【いじめに関する】警察へ相談・通報すべき具体的な19の事例（イラスト簡易版）

<https://shiohira-junior-high-school.edumap.jp/files/download/394>



警察へ相談・通報 される 犯罪行為の紹介



① 殴ったり蹴ったりする
なく け



ぼうこうざい
暴行罪

②ズボンをぬがす



ぼうこうざい
暴行罪

③ 刃物で切りつけてけが
をさせる



しょうがいざい
傷害罪

④ 断れば危害を加えると脅し

プライベートゾーンを触る



きょうせい ざい
強制わいせつ罪

⑤ 断れば危害を与えると脅し

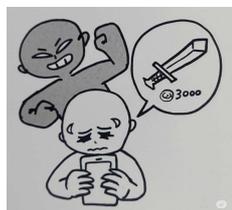
現金を巻き上げる



きょうかつざい
恐喝罪

⑥ オンラインゲームのアイテム

を購入させる。



きょうかつざい
恐喝罪

⑦ 靴や体育着、教科書など人の

物を盗む



せつとうざい
窃盗罪

⑧ 財布からお金を盗む



せつとうざい
窃盗罪

⑨ 自転車を壊す



きぶつ はそん
器物破損

ようぶく き さ
⑩洋服をカッターで切り裂く



きぶつ はそん
器物破損

むりやり
⑪無理やりきけんなことやいやなことをさせる



きょうようざい
強要罪

⑫人のはだかの写真・動画をインターネット上でひろめるとおどす



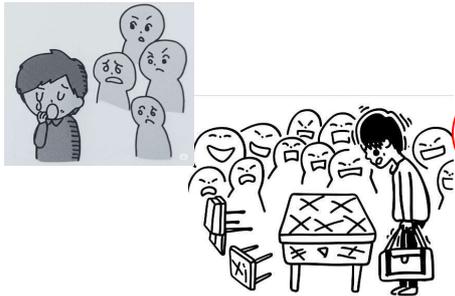
きょうはくざい
脅迫罪

⑬スマホ、パソコンで人の悪口をインターネットにのせる。



きょうはくざい
脅迫罪

⑭人に「死ね」などと言う



じさつかんよざい
自殺関与罪

からだ しゃしん どうが さつえい
⑮体の写真や動画を撮影してスマホなどにおくらせる



じどうばいしゆん
児童買春
きんしほう いはんざい
ポルノ禁止法違反罪

しゃしん どうが
⑯自分や人のはだかの写真・動画を人に
おく
に送る ※一人でもだめ



じどうばいしゆん
児童買春
きんしほう いはんざい
ポルノ禁止法違反罪

しゃしん どうが
⑰⑱自分や人のはだかの写真・動画を人に
おく
に送る 保存する ※一人でもだめ



じどうばいしゆん
児童買春
きんしほう いはんざい
ポルノ禁止法違反罪